

労働政策審議会勤労者生活分科会（第35回）

資料 4

令和 8 年 3 月 26 日

# 勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案 （概要）

厚生労働省 雇用環境・均等局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

## I 改正の趣旨

勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「財形住宅貯蓄」という。）とは、勤労者が金融機関等との間に締結する貯蓄に関する契約で、住宅の取得・増改築等の費用に充当することを目的としたものであり、勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号。以下「財形則」という。）において、財形住宅貯蓄に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得又は増改築等ができる住宅に関して、床面積、経過年数等に係る要件が定められている。

今般、令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）において、床面積要件の緩和措置についての記載がされたことから、財形則について改正を行うもの。

## II 省令案の概要

(1) 現在、財形住宅貯蓄における住宅の取得又は増改築等に係る床面積要件については、原則として床面積が50㎡以上である住宅を対象としているが（※）、当該床面積要件について、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用できることとする。

※勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、次に掲げるいずれかのものであるときには、要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も対象としている。（財形則第1条の14第1号）

- ①当該住宅が令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの
- ②当該住宅が長期優良住宅、低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅のいずれかであって、令和7年12月31日までに建築確認を受けたもの

(2) その他所要の改正を行う。

## III 施行期日等

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令に合わせて公布・施行予定